

公益社団法人日本麻酔科学会認定麻酔科専門医(麻酔科専門医)に関する内規

2013年5月22日制定
2014年5月14日改定
2015年3月27日改定
2016年4月22日改定
2017年3月24日改定
2019年5月27日改定
2019年8月5日改定
2020年5月7日改定
2020年5月15日改定
2020年7月18日改定
2021年3月16日改定
2022年3月25日改定

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則第 6 条の規定に基づき、この法人が認定する公益社団法人日本麻酔科学会認定麻酔科専門医（以下、「麻酔科専門医」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 麻酔科専門医とは、この内規に定める所定の審査に合格し、この法人が、麻酔科関連の臨床、研究に関する十分な知識と技量を有すると認定した麻酔科関連の業務に週 3 日以上従事する者をいう。

2 前項の麻酔科関連の業務とは、以下の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- (2) 疼痛管理に関する臨床または研究
- (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究

(有効期間)

第 3 条 麻酔科専門医資格の有効期間は、登録された日から満 5 年間とする。

(認定の取消)

第 4 条 この法人は、以下に掲げる事由に該当するとき、麻酔科専門医の資格を取り消す。

- (1) この法人の正会員あるいは名誉会員でなくなったとき
- (2) 麻酔科専門医が認定の取消を申し出たとき

- (3) 麻酔科専門医の更新の手続きをしなかったとき
 - (4) この法人の理事会が麻酔科専門医としてふさわしくないと認めたとき
- 2 この法人が、前項第 4 号の事由により麻酔科専門医の資格を取り消すとき、常務理事会は、事前に本人に対し弁明する機会を与えなければならない。

第 2 章 新規認定

(申請資格)

第 5 条 麻酔科専門医の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 医師臨床研修終了後、申請する年の 3 月 31 日までに満 4 年以上、麻酔科専門医研修プログラムに関する内規第 2 条に定める研修プログラムのもとで週 3 日以上麻酔科関連業務に従事し、所定の経験症例数を満たし、研修を修了していること
- (2) 麻酔科認定医の資格を有するまたは、麻酔科認定医に相当する臨床実績を有すること。
- (3) 申請する年の会費を完納していること
- (4) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、所定の実績があること
- (5) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、AHA-ACLS、または AHA-PALS プロバイダーコースを受講し、実技試験申請時にプロバイダーカードを取得していること
- (6) 新規の麻酔科専門医認定審査は 2023 年度をもって終了する。

(臨床実績)

第 6 条 この内規第 5 条第 1 号に定める週 3 日以上麻酔科関連業務への従事にかかる証明は、所属長等が発行する麻酔経歴書の写し、臨床実績報告書とする。

(研究実績)

第 7 条 この内規第 5 条第 4 号に定める学術集会等への参加実績および研究実績は、この法人の認定審査委員会が別に定める。

(申請)

第 8 条 麻酔科専門医の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行わなければならない。提出書類には麻酔科専門医研修プログラム修了証を含む。

- 2 麻酔科専門医の認定申請の受付期間は、毎年 5 月 1 日から 6 月 30 日とする。
- 3 麻酔科専門医認定の審査料は、この内規第 9 条に定める試験科目ごとに 10,000 円(税別)とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に認定審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。また、実地試験を実施するときは、旅費等の実費を別途徴収する。

(審 査)

- 第 9 条 麻酔科専門医の認定審査は、書類審査ならびに筆記試験、口頭試験および実技試験とし、この法人の認定審査委員会が実施する。ただし、認定審査委員会が必要と認めたときは、別に実地試験を課することができる。
- 2 筆記試験、口頭試験および実技試験は、試験科目ごとに受験することができる。
 - 3 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく回答が無く、認定審査委員会が定める回答期日が到来した場合、申請を無効とする。
 - 4 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(合格科目の取消)

- 第 10 条 筆記試験、口頭試験、実技試験いずれかの科目に最初に合格した年から 4 年以内に、全ての科目に合格しなかったとき、または第 5 条のいずれかの要件を満たさなかったときすでに合格している科目の合格を取り消す。

(認定・登録)

- 第 11 条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後この法人が定める期間内に専門医登録料 10,000 円（税別）を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合は合格を取り消す。
 - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を麻酔科専門医として登録する。麻酔科専門医として登録した者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
 - 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第 3 章 更新認定

(更 新)

- 第 12 条 麻酔科専門医の資格は有効期間にて終了する。引き続き麻酔科専門医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に日本専門医機構麻酔科専門医事前審査に関する内規に従い、更新の手続きをしなければならない。

第 4 章 補 則

(雑 則)

- 第 13 条 この内規に定める事項のほか、麻酔科専門医の認定に関し必要な事項は別に定める。麻酔科専門医の再認定については「麻酔科専門医に関する内規」施行に伴う移行措置に関する申し合わせ」に定める

(内規の変更)

- 第 14 条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条（4）に従ってなす。